

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査・保健指導に必要な経費		担当部局	復興庁／厚生労働省保険局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	統括官付参事官(予算会計担当)／総務課医療費適正化対策推進室		尾関 良夫(復) 鈴木 建一(厚)	
会計区分	一般会計及び 東日本大震災復興特別会計		施策名	IV-2-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る			
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第20条		関係する計画、通知等	平成23年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助について(平成23年12月12日厚生労働省発保第1212第2号厚生労働事務次官通知)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するため、保険者に対し特定健康診査事業に要する経費の一部について補助するものである。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	東日本大震災の被災者である被保険者等に対する特定健康診査事業 ①特定健康診査に係る自己負担金免除による損失への助成 ②避難先の健診機関等での特定健康診査に要する費用と警戒区域等の保険者が実施する特定健康診査に要する費用との差額への助成 実施主体:保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村) 補助率:10/10 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算			-	62(復興庁計上)	62(復興庁計上)
		補正予算			252(厚生労働省計上)		
		繰越し等					
		計			252	62	62
	執行額			41			
執行率(%)			16.3%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	特定健康診査事業の受診者数	成果実績	人	-	-	38,699	
		達成度	%	-	-		-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	特定健診事業に係る市町村への国庫補助額	活動実績(当初見込み)	千円	-	-	41,728	-
				(-)	(-)		(-)
単位当たりコスト	1,577(円/人)		算出根拠	執行額 41百万円 対象者 26,462人 執行額÷対象者=単位当たりコスト			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	補助金	62	62	-			
	計	62	精査中				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	①被災地の保険者等からの要望があること、②被災者に対する特定健康診査の機会を確保することが重要であることから優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	被災者に係る特定健康診査の機会を確保するための補助であり、国が支援すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	被災者の生活基盤が不安定であった等の理由により受診希望者が少なく、保険者からの補助金の申請が少なかったため不用が大きくなった。
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	代表保険者と健診機関の代表とが健診契約を結び健診単価等を決定する過程において、適正な健診費用は確保されているものとする。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	受益者の負担はなく、被災者等への復興支援として妥当である。
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	被災者の特定健康診査の受診に必要な経費に限定されている。
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	事業の実施主体である個々の保険者が被保険者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶのではなく、代表保険者と健診機関の代表が契約を結ぶこととして、より効率的に事業を実施することができる仕組みとしている。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	目標は達成できなかったものの、助成を必要とする被災者に対して自己負担免除を行うことができた。
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	助成は少なかつたものの、助成を必要とする保険者に対して補助を行うことができた。
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	特定健康診査事業において、40歳から75歳未満を対象とし、後期高齢者医療制度事業において75歳以上を対象として実施している。 後期高齢者医療制度事業 保険局高齢者医療課・厚生労働省
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>平成23年度の執行率が低いことについては、①被災者の生活基盤が不安定であり特定健康診査に対する優先度が低かったこと、②被災者は震災に伴う傷病等によりすでに医療機関を受診していることが多く、改めて健診を受診しなくても良いと自己判断されたこと等の理由により受診希望者が少なかったためであったが、平成24年度については、対象者の見直しや、被災者の生活基盤も徐々に安定してきたことにより、受診者数が増え、予算と執行の乖離は是正される見込みである。</p> <p>東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための保険者の取組に対しては、国における国民の健康の保持の責任を果たす観点から、今後も国庫補助を継続すべきである。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本事業の必要性の観点からの評価は概ね妥当である。なお、被災者に対する特定健康診査の機会を確保するためにも、今後も引き続き適正な執行に努めるべき。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	－		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
<p>関連する過去のレビューシートの事業番号</p>			
平成22年行政事業レビュー	－	平成23年行政事業レビュー	復興－45

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
予算:252百万円(平成23年度)

保険者が東日本大震災の被災者に対し実施する特定健康診査等に要する経費補助し、円滑な実施を支援。

↓
【補助】

A. 保険者
執行:41百万円(平成23年度)
(市町村:1,725)

東日本大震災の被災者に対し特定健康診査等を実施。

↓
【委託】

委託先(医療機関等)
特定健診等の実施

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

A.石巻市			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託料	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託料	11			
計		11	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石巻市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	11		
2	岩沼市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	4		
3	東松島市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	3		
4	陸前高田市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	2		
5	気仙沼市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
6	飯舘村	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
7	大槌町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
8	多賀城市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
9	浪江町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		
10	山元町	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査を実施する。	1		